

2019年10月からの消費税10%引き上げとともに、飲食料品などは軽減税率の導入で8%に据え置かれる。23年10月からはインボイス(税額表、適格請求書)制度が導入され、適格請求書などの保存が仕入税額控除の要件となる。

これら一連の税制改正で、農家や農業法人の経営にどんな影響が出るのか。県地域営農法人協議会とJAグループ山形地域・担い手サポートセンターは7月上旬、三川町で会員法人を対象にセミナーを開いた。講師を務めたJA全中嘱託税理士の栗山賢陽さんは「消費税の仕組みそのものが劇的に変わる。特にイン

### 軽減税率とインボイスの導入

ボイスは、消費税納付額計算の仕組みを根底から覆す「制度」と指摘。システム改修や体制づくりなど、早めの対応を呼び掛けた。軽減税率の導入で、農畜産物などの販売時、税率の「区分記載請求書等」の発行など、新たな事務手続きが必要になり、会計処理も煩雑になる。簡易課税の適用ができなくなる農家が増える懸念も指摘される。

インボイス制度では、「区分記載請求書等」の代わりに「適格請求書等」の保存が仕入税額控除の要件となる。「適格請求書等」を発行できるのは、税務署登録の課税事業者だけ。特に、農事組合法人の多

くが採用している組合員への従事分量配当金支払にもインボイスが必要になる。免税事業者からの仕入れでは税額控除ができなくなる恐れがある。法人組合員の多くは免税事業者であり、仕入れ税額控除の対象となっていた従事分量配当のメリットはなくなる。給与への移行を検討する法人が増える可能性がある。生産者に代わって直売所がインボイスを発行できる特例が設けられ、インボイス導入後6年間は、免税事業者からの仕入れ時の消費税の一部を控除できる激変緩和措置が講じられるが、免税事業者はインボイスを発行できなくなって取引か

ら排除され、特に家族経営など小規模農家には打撃と懸念がある。形市の協同の杜JA研修所でも開かれる。

## 経営に影響 早めの対応を



軽減税率とインボイス導入の課題や影響について学んだセミナー